

総務省，2011年7月25日

## ドイツの政治教育における政治的中立性の考え方

早稲田大学教育・総合科学学術院  
近藤孝弘

はじめに

- ・「政治教育」という言葉について

戦後ドイツの政治教育

- ・西ドイツにおける再建： 社会科の導入
- ・連邦政治教育センター設立（1952年）： 反ナチ・反共教育に重点

1960年代における転換

- ・反ナチズムの不徹底と反共主義の行き過ぎへの批判
- ・政治教育（学）の政治争点化
- ・ボイテルスバッハ・コンセンサス（1976年）
  - (1) 教員は生徒を期待される見解をもって圧倒し、生徒が自らの判断を獲得するのを妨げてはならない。
  - (2) 学問と政治の世界において議論があることは、授業においても議論があることとして扱わなければならない。
  - (3) 生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。

学校における政治教育—ベルリンの例—

- ・小学校第5・6学年に教科「政治教育」、後期中等教育に教科「政治学」
- ・いずれも民主主義の能力（政治的な判断力・行動力、基礎的技能）の育成を目標
- ・政治教育における論争の原則（*Kontroversitätsgebot*）
- ・教員の政治的中立性： 個人的見解として自らの意見を述べる事が認められる  
(*Rahmenlehrplan Grundschule Politische Bildung*, 2004, S.20.)
- ・生徒の政治的中立性： 基本的価値に反しない範囲で自由な意見表明が期待される  
(*Rahmenlehrplan für die gymnasiale Oberstufe Politikwissenschaft*, 2006, S.35.)

連邦政治教育センターの活動に見る政治的中立性

- ・連邦議会議員からなる理事会による監督
- ・論争的テーマ（核エネルギー利用）の扱い

おわりに

- ・ドイツの政治教育  
意見の多様性を前提とし、中立性（*Überparteilichkeit*）は、対立する意見をフェアに扱うことを要求する。
- ・日本の学校教育  
正しい理解の伝達を目的とし、中立性の要求は、意見が対立するテーマを排除する。  
⇒政治（選挙）への参加を促す上では（社会科）教育観と「中立性」理解を転換する必要。